


| | | | | |
|--|---------------------------|----|------------------------------|---|
| 所管部課 | 企画財政部 財政課 | 部長 | 並木 俊則 |  |
| 件名 | 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例について | | | |
| | | 区分 | <input type="radio"/> 1 審議事項 | <input type="radio"/> 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | |
| | 部課機関 | | | |
| <p>1. 要 旨</p> <p>東大和市の旧日立航空機株式会社変電所については、平成7年10月1日に市の文化財として指定され、平成7年度に修復工事を行ったが、それ以後大規模な修繕等を行っておらず、老朽化が進んだ状態となっている。</p> <p>恒久平和への願いの象徴として、後世にわたり変電所を保存・活用するためには多額の資金が必要となるので、寄附金（ふるさと納税）などを財源とし、今後の保存等に必要な資金を積み立てるため、当該基金条例を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（設置） 恒久平和への願いの象徴としての旧日立航空機株式会社変電所の保存等に必要な資金を積み立てるため、基金を設置する。 ・第2条（積立て） 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。 1) 前条の趣旨に適合する寄附金の額 2) 一般会計予算で定める額 ・第6条（処分） 基金は、第1条の趣旨に適合する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分する。 <p>(2) 施行日 平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 当該変電所の保存等に必要な資金の確保。関連する予算については、平成28年度一般会計補正予算（第3号）に計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入：16 款 寄 附 金（指定寄附金） 800 千円 ・歳出：12 款 諸支出金（基金積立金） 800 千円 | | | | |
| 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済 | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | |
| 4. 主管部処理案（検討結果等） 平成28年第3回市議会定例会に議案として提出したい。 | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。